

科目名		単位数	担当教員	区分
平成26年度以降	刑事訴訟法	2	中島 広樹	
平成25年度以前	刑事訴訟法	4		
教職	教員の免許状取得のための選択科目			教職
	教科に関する科目(中学校(社会)):法律学、政治学			
	教科に関する科目(高等学校(公民)):法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)			
授業の到達目標及びテーマ				
<p>刑事訴訟法とは、刑法を実現するための法律である。その1条によれば、公共の福祉と人権の保障と真実の発見が求められ、迅速な裁判と冤罪の防止が目指されているが、それではそもそも、真実の発見は可能なのか？ また、近年の刑事事件をみると、適切に警察力が発動されれば、犯罪を未然に食い止められ、公共の福祉を維持できたのではないと思われる事件があるかと思えば、不適切な警察力の行使によりかえって人権が害されたような事件もある。本講義は、このような矛盾の存在を認めざるを得ない刑事訴訟法の世界を考察し、その基礎知識を習得することを目標とする。</p>				
授業の概要				
<p>授業は、毎回、刑事訴訟法に関する基礎的なレベルのプリントを配布して、それに即しながら、講義形式で進めてゆく。もちろん、プリントの棒読みではない。プリントだけ読んでも初心者には刑事訴訟法を理解してもらうのは難しいので、授業の際にはプリントの余白に書き込むべき情報をさらに口頭もしくは板書あるいは別の配布資料、場合によっては映画観賞によっておこなうこととする。また、この授業では、いわゆる法教育における刑事訴訟法の意義についても取り扱う予定である。</p>				
授業計画				
<p>第1回: 刑事訴訟法の意義と歴史(法教育と刑事訴訟法) 第2回: 刑事訴訟法の基本原理 第3回: 刑事裁判における訴訟構造 第4回: 捜査の端緒と令状主義 第5回: 逮捕・勾留・捜索・押収 第6回: 被疑者および被告人の取調べと防御権の保障 第7回: 公訴の提起とその基本原理 第8回: 審判の対象 第9回: 公判の審理と手続き 第10回: 証拠調べと伝聞法則 第11回: 自白の証拠能力とその真実性 第12回: 上訴制度の意義とその構造 第13回: 再審制度と非常救済手続 第14回: 犯罪被害者の人権保障 第15回: 裁判員制度 定期試験</p> <p>【履修上の注意】 六法は必携。授業中は静謐を保つこと。授業内容は適宜変更の可能性はある。</p>				
テキスト				
授業において指示する				
参考書・参考資料等				
授業において指示する				
学生に対する評価				
原則として定期試験で評価する。				

25年度以前
法律一般コース